弁護士法人　CHUO SOGO LPC
中央総合法律事務所

下請法改正の概要

弁護士法人中央総合法律事務所　メールマガジン（第72号）

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

　令和 7 年 5 月 16 日に下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律が成立しました。
　これにより、「下請代金支払遅延等防止法」という名前が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に変更され、内容についても複数箇所の修正がなされました。
　従前の下請法の対象でなかった取引の一部が新法の対象とされることになり、行為の規制も強化されましたので、企業の皆さまにおかれましてはご一読いただき、新法の対象となる取引の有無やその他の改正についてご確認いただければと思います。

※全文ご覧いただくにはこちらの URL から
・　下請法改正の概要
〔 https://www.clo.jp/column/4735/ 〕

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
【この記事に関するお問い合わせ先】
弁護士　本田　祥馬〔 honda_s@clo.gr.jp 〕
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

※メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。
※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようにお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではございません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

© 2025 CHUO SOGO LPC

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

（clo_mlstop@clo.gr.jp）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
弁護士法人中央総合法律事務所〔 https://www.clo.jp/ 〕
（大阪事務所）
〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1-1-27 大阪堂島浜タワー15 階
TEL：06-6676-8834 FAX：06-6676-8839
（東京事務所）
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18 階
TEL：03-3539-1877 FAX：03-3539-1878
（京都事務所）
〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 番 京都三井ビル 3 階
TEL：075-257-7411 FAX：075-257-7433

Copyright (C) CHUO SOGO LPC
All Rights Reserved.
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・